

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第10号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則（能力開発課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則（規則第17号）

第10次兵庫県職業能力開発計画に基づき、求職者の訓練ニーズ及び地域企業の人材ニーズに対応した職業能力の開発を実施するため、兵庫障害者職業能力開発校の短期課程における訓練科目について、キャリア実務科を新設する等所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第17号

兵庫障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則

兵庫障害者職業能力開発校運営規則（昭和44年兵庫県規則第81号）の一部を次のように改正する。
別表短期課程の款製版科の項を削り、同款に次のように加える。

キャリア実務科	1年	15人
---------	----	-----

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和2年10月1日から施行する。ただし、別表短期課程の款製版科の項を削る改正規定は、同年4月1日から施行する。

（訓練期間の特例）

- 令和2年度におけるこの規則による改正後の兵庫障害者職業能力開発校運営規則別表短期課程の款キャリア実務科の項の規定の適用については、同項中「1年」とあるのは、「6月」とする。